# 兵庫県立総合衛生学院の授業料等の免除に関する取扱い要領（抜粋）

（略）

第２　授業料の免除

１　免除の基準

授業料の全部又は一部を免除する者は、次に定めるとおりとする。

(1)　徴収すべき授業料の全額を免除する者

ア　独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の認定を受けた者

ただし、大学等における修学の支援に関する法律にもとづき定められた授業料の免除額（以下「大学等修学支援法における免除額」という。）が徴収すべき授業料の額以上の場合。

イ　学則第17条の規定により休学した者

ウ　生活保護法による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者と同一世帯に属している者。

エ　同一世帯に属している者の前年分の所得金額の合計額が別表により算出した当該年度の生活保護世帯の生活費（以下「基準額」という。）の100分の130に相当する額以下の者。

オ　学費を主として負担している者が、次の事項に該当し、学院長が免除する必要があると認める者。

（ア）　会社等の倒産、事業の倒産及び不振等による失業

（イ）　天災その他の災害及び家庭の事情等

(2)　徴収すべき授業料の一部を免除する者

ア　独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の認定を受けた者

ただし、大学等修学支援法における免除額が徴収すべき授業料の額未満の場合。

イ　特別な理由により、学院長が特に授業料の一部を免除する必要があると認める者。

２　授業料の一部免除の額

(1)　１(2)アに該当する者

大学等修学支援法における免除額の範囲内で、月額授業料単位とする。

(2)　１(2)イに該当する者

授業料の額の２分の１に相当する額とする。

３　免除対象者の決定順位

免除対象者の決定は次に定める順位による。ただし、家庭の事情により特に免除の必要があると認めた者は、この限りではない。

(1)　１(1)ア、イ及び１(2)アに該当する者

(2)　１(1)ウに該当する者

(3)　１(1)エに該当する者。ただし、一人当たりの所得額が低い者を優先する。

(4)　その他の者

４　授業料等免除申請書に添付する書類

学則第28条第２項第２号に定める知事が必要と認める書類は次のとおりとする。ただし、２(1)ア及び２(2)アに該当する者は添付を要しない。

(1)　授業料免除調書（様式１）

(2)　経済的事情その他の理由により授業料等の負担が困難となったことを証する書類

(3)　その他学院長が必要と認める書類

５　授業料等免除申請書の提出期限

(1)　独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の認定を受けている者の提出期限は、毎年次に定める期限とする。

ア　４月１日から６月15日まで

イ　９月１日から９月30日まで

(2)　生活扶助を受けている者と同一の世帯に属している者の提出期限は、毎年６月15日とする。

(3)　同一の世帯に属している者の所得金額の合計が基準額以下又は基準額を超え基準額の100分の130に相当する額以下の者の提出期限は、毎年６月15日とする。

(4)　年度途中で授業料の免除を受ける必要が生じた者の提出期限は、学院長が定める日

６　免除の期間

(1)　５(1)ア、５(2)及び５(3)の場合は、当該年度の初月から適用することができる。

(2)　５(1)イの場合は、当該年度の10月から適用することができる。

(3)　５(4)の場合は、受理した日の属する月の翌月から適用することができる。

（以下略）